

第4回総務教育民生常任委員会

令和5年9月20日（水）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第70号 財産の譲与について
- (2) 議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
- (7) 議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について
- (8) 議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	尾里集務	副委員長	飯塚英夫
委員	鷺見昌己	委員	森哲士
委員	田中副武	委員	中島新吾
委員	中島達也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議員	田口琢弥	議員	田中喜登
議員	中島ゆき子	議員	吾郷孝枝

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	総務部長	今瀬成行
総務課長	佐伯克典	秘書広報課長	小林哲
まちづくり推進部長	田谷諭志	財務課長	小澤和博
財政課課長補佐兼係長	住仁博	まちづくり推進課長	青木一英

地域振興部長	小池雅之	地域振興課長	渡邊展
福祉部長	野村穰	こども家庭課長	二村卓良
こども家庭課対策監	奥田真一朗	消 防 長	齋藤進
予 防 課 長	細江康一	教育委員会事務局長	林 雅 人
教育総務課長	熊崎賀代子	教育総務課対策監	松井智之
学校教育課長	黒木和実		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	議会総務課長	細江隆義
--------	-----	--------	------

○委員長（尾里集務君）

おはようございます。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、委員会は成立しています。

なお、本日、2番議員、7番議員、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。また、報道機関から取材の申出がございましたので、これも許可をいたします。

それでは、市長挨拶、お願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

一般質問で本当に皆様方から大変貴重な御提言をいただきました。今、それを全て精査して、そして何とかまた来年度予算に反映できるような、そんな今、我々検討をしっかりとさせていただきますので、本当にありがとうございました。また今後ともよろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

続きまして、議長挨拶、お願いいたします。

○議長（田中副武君）

昨日までの一般質問、大変に御苦労さまでした。

執行部の皆さんも大変にありがとうございました。

本日は総務教育民生常任委員会ということで、付託案件が9件、協議報告事項が5件とあります。また、慎重審議よろしくをお願いをいたします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第70号から議第78号までの9議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第70号 財産の譲与について説明をよろしくをお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

おはようございます。

議第70号 財産の譲与について御説明いたします。

議案書は53ページになります。

また、委員会資料は1ページを併せて御覧ください。

当案件の提案理由は、市の財産を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

概略を先に説明いたします。

長年にわたり認可地縁団体、和佐町内会が維持管理してきた下呂市和佐地内の集会所用地とグラウンド用地について、和佐町内会から譲与の申入れがあったことから、市名義となっている土地4筆を譲与するものです。

集会所用地は、昭和の時代に個人から町内会へ寄贈されたものですが、認可地縁団体として法人格を有していなかったため、町内会名義で登記できず、下呂町名義となっていたもので、もう一つのグラウンド用地は、同じく昭和の時代に旧学校跡地が桑畑となっていたものを和佐町内会が自らグラウンドとして整備し、東区総合グラウンドとして維持管理し、今日に至るものです。

今年度6月6日に和佐町内会から、要望書により今後も引き続き同様の目的で活用することを前提とした譲与の申入れを受けております。

譲与する財産は、議案書の表に記載の土地4筆で、上の2筆が集会所用地で、下2筆がグラウンド用地です。

譲与する相手方は、認可地縁団体と和佐町内会、代表者 細江敏彦氏です。

委員会資料で航空写真により場所の確認をお願いします。

写真をつけておりますが、写真の上部が焼石側になります。焼石側から和佐に向かいまして、もう少し行けば苗代桜まで行く途中で、県道門和佐瀬戸線を少し左に入った辺りに位置しています。赤い囲いが和佐集会所用地で、ちなみにこの集会所の建物は、和佐町内会所有のものです。山側の黄色い囲いがグラウンド用地で、町内会が維持管理しているグラウンドになります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第70号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

以上で議第70号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書の55ページを御覧ください。

議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について。

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。

下呂市制20周年を迎えるに当たり、表彰の時期を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をさせていただきます。

議案書57ページを御覧ください。

改正理由は先ほどと同様でございますので、次の概要から説明をさせていただきます。

(1)です。

毎年11月3日の文化の日を表彰の時期としておりましたが、毎年市長が定める日に改めます。令和6年5月26日に市制20周年記念式典を開催するに当たり、同式典において功労者表彰式を実施する予定でございます。

令和7年度以降も、20周年を機に同時期に開催したいというふうに考えております。

(2)です。

この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第71号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

続きまして、議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

議案書の59ページをお開きください。

議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。

下呂市馬瀬体育館を譲渡するため、下呂市体育施設政条例の一部を改正するものです。

概要としましては、議案書60ページ、61ページに別表第1、別表第2及び別表第3関係で下呂市馬瀬体育館に関する記述を削除いたします。

この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第72号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

おはようございます。

この譲渡は、先方さんのほうから譲渡の申込みがあったのかという確認をしたいんですけど。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

馬瀬体育館については、昨年11月に豊実精工株式会社から譲渡の申入れがございまして、その後、地元、自治会、関係利用団体等にお諮りしております。また、議会議員につきましても、全員協議会にて、6月、8月とお諮りをしておるところです。

このたび、7月末に地元の自治会、それから地元回覧にて了承いただきましたので、今回、9月議会にて条例から外させていただき、12月議会に向け、譲渡については進めさせていただきたいと思っております。先方からは申入れはございました。

○委員（中島達也君）

ありがとうございました。

譲渡に至る経緯を今丁寧に説明していただきましたんですが、先方が譲渡の申入れがあったということなんですが、一応事業のほうも順調に推移しているというか、事業拡大も視野に入れてということで、大変下呂市にとってはありがたいことやというふうに思います。以上です。

○委員（中島新吾君）

経過とか今の状況は聞きましたので、この体育館は地域にとっても大事というか、地域の人たちの施設だったわけで、それも地域で話し合いをされて、大体の合意というか取れたという、今報告でしたけど、これからも、譲渡した後も、やっぱり地域との関わりというのを協定とか、口頭だけじゃなくって、そういう相手の会社との関わり方というのについての合意みたいなものがしっかり示されているのかどうか、そこだけちょっと教えてください。

○市長（山内 登君）

そういう合意形成、もし確かに今委員がおっしゃるようなことも今後検討する必要があると思いますが、今のところ合意形成はされてはおりませんが、もちろん口頭では合意をして、もちろん話をしております。そういうものを文書として残すか、向こうに求めるかということはちょっと今後検討はしていきたいなというふうに思っていますが、そこはもともと馬瀬体育館、中学校

ですね。私が市長を就任したときに使っていないということで、あそこもお金をかけて修復をさせていただきます。最低限の修復でしたが、それがこういうお話になって、今回こういう形になったんで、今、14番議員もおっしゃったような、本当にこの事業がちゃんとこのまま順調に推移していくのかというのが我々も一番心配です。

それをこの二、三年拝見させていただきました。実際、ひめしゃがの湯が休業になったり、本当にどうなんだろうなということで、我々も何度も何度も本業のほうも見させていただいたり、現場を見て、今度また新たな事業展開が見込めるということでございまして、どうしてもその大型のそういう機械とかそういうものを入れるには、やっぱり隣の施設が今必要であるということ为先方のほうもおっしゃいましたので、地元の方とも相当協議はさせていただきましたし、御理解もさせていただきました。

今後、それが豊実精工と地元になるのか、我々と地元になるのか分かりませんが、おっしゃるようなことも確かに一理ありますので、我々としても何か文書で残すような、今後協力関係をしっかりと取っていきますというようなこともちょっと検討をやっぱりしなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、ここは我々も一番神経を使って、地元の方のそういうスポーツ施設ですので、小学校をいかに充実させていくのかということも今後の話の中には入ってくるというふうに考えておりますので、今、13番議員の意見も参考にさせていただいて、もう少しより深い地元との関係を築いていきたいというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

○委員（中島新吾君）

私、協定書という言い方をしましたけど、文書もですけど、やっぱり取組自体、豊実精工さんは製造会社ですのであれですけども、やっぱり地域との年間のこういう行事をやるとかというような、そういうのを定例化するようなそういうつながり方というのが私は必要じゃないかと思うんですよ。ぜひ市長が言われた方向で押さえてください。でないと、この後、そういう形で例えばうちのすぐ近所の菅田小学校がああいう形で使われていますけれども、やっぱりそこにして将来どうしていくのかということは、皆さんまだ不安を持ってみえますし、将来どうなるんだろうというところがね。そういう点ではぜひ、どっちかという市との契約というか協定というよりは、住民、地域との協定が主になるのかなあとは思いますが、そこら辺ぜひ検討のほどお願いします。

○市長（山内 登君）

承知いたしました。

豊実精工さんも地元との関わりは特に強くおっしゃっていただきましたし、いろんな花火の関係とか、いろいろ雇用の創出、あと空き家の利活用もさせていただいております。ただ、包括連携協定のような、そんなようなものも民間と地元と提携しておるという事例もございますので、ちょっとそこはしっかり研究させていただきますし、永続的にできるような方向をちょっと見つけていきたいなあと思っておりますので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませつか。

○副委員長（飯塚英夫君）

皆さん、おはようございます。

私のほうから1点だけ伺いたいのですが、体育館が建つておる土地、下呂市馬瀬中切1852番地、この土地の扱いはどうなるのか、どういう形状をしておるのかちょっと教えてください。形ですね。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

以前、馬瀬中学校を譲渡いたしましたときに、分筆をしております。現在は、馬瀬グラウンドと馬瀬体育館が市の土地になっておりますが、今回、もう分筆は行わせていただきまして、馬瀬体育館は譲渡する土地、そして馬瀬グラウンドは引き続き下呂市のスポーツ施設という形で分けさせていただいた上で、体育館部分の土地を譲渡いたしたいと考えております。以上です。

○副委員長（飯塚英夫君）

もう分筆されたのか、する予定なのか、また奥に武道館がありますよね。そちらへ入っていくに支障ないような土地の形をしておるといふことでよろしいですね。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

体育館の前にございます駐車場については、こちらはグラウンドの利用者にも引き続き利用ができるように、豊実精工様から利用ができるといふことで伺っております。

また、武道館につきましては市道の奥になりますので、こちらは今回譲渡する体育館とは関係なく、そのまま進入または駐車ができる形状になっております。以上です。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

今、御質問いただいた件については、図面を後ほど皆様方にお配りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございます。

ほかにございませつか。

[挙手する者なし]

以上で議第72号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明をよろしくお願ひいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

議案書の63ページをお開きください。

議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。

老朽化した市営住宅を用途廃止するため、下呂市市営住宅条例の一部を改正するものです。

概要としましては、64ページでございます。別表第3関係の御滝団地について、戸数8戸を4戸に改めます。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第73号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

何度もすみません。

確認といいますか、老朽化って、今、築何年になっているかということと、あと4戸あるわけですが、入居状況をちょっと教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

当該団地ですが、金山町金山にございます御滝団地です。昭和42年築で築56年、木造平家で老朽化が進んでおります。そのため、総戸数8戸のうち全てを政策空き家というふうに位置づけをしております。こちらにつきましては、計画的な取壊しを行っておりますので、令和5年度に8戸のうち4戸を用途廃止して、取壊し工事を実施。こちらは当初事業費に527万5,000円を計上しております。残りの4戸につきましては、令和6年度に用途廃止をして、同年度内に取壊し工事を予定しております。

また、この8戸につきましては、老朽化による政策空き家ということで以前から募集を停止しておりまして、入居された方についても、金山町内の市営住宅に移っていただくような形で交渉を進め、全戸空いたところで計画的に取壊しということになっております。以上です。

○委員（中島達也君）

よく分かりました。政策的に一応廃止していくということなんですが、今、人口減少に伴い、特に旅館、ホテルにお勤めの方の中で、寮なんかからやっぱり若い方、外国人の方とか入ってくると、ある程度年長になると市営住宅に移ろうというような雰囲気はどうもあるようで、今あちこち、特に塚田住宅なんかは、今水回りを順次直していきたいところですが、今後やっぱりそういった需要が見込まれるということもあると思いますので、特に担当課としては、やはりその辺の昨日のDMOじゃないですけども、しっかり調査していただいて、メリ張りのある改修といいますか、それから公募に当たっていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○市長（山内 登君）

今は、政策住宅はこれまた結構あって、今回も普通の住宅のほうに変わっていただいて、今回、取壊しができるということになったんですが、今、14番議員のおっしゃることも我々検討しております。これから雇用の創出を我々今目指しておりますので、特に外国人の方の雇用の問題で、各企業さんが自前でいろんなところを用意されて、そういうところに従業員を住まわせていると

いう事例も我々承知しておりますので、市としても、市営住宅、特に老朽化が激しくて、4階にはほとんどエレベーターがないものですから、4階建てで。4階はほとんど空いているという状態もございますので、今後またそこも我々の内部でしっかりとちょっと協議をしながら、本当に必要性というものも検討して、今後の居住実態等々も判断してやっていきたいなというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

○委員長（尾里集務君）

ここで5番議員より傍聴の申出がございましたので、許可をいたします。

ほかに質疑ございませんか。

○委員（中島新吾君）

御滝団地は本当に古い平家ですので状況はよく分かるんですけど、今市長が言われた住宅政策の中に、こういうところの跡地はどう位置づけるのか。住宅政策として位置づけるのか、もうあの位置ではということで単なる整地で終わるのか、そういうところまでの検討というのかな、この後、あのところをどうするのかという意味での検討は、これからの話というふうに受け止めていいですか。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

先ほど市長のほうからもお伝えをしたとおり、老朽化した住宅というのは幾つもございます、ほかの地域でも。これらを含めて、今年度中に公営住宅の計画については担当課として進めていきたいというふうに思っております。

また、今御質問のあった土地については用途廃止をかけますので、普通財産という位置づけになりますので、我々としては、この普通財産、いろんなものに応用は可能だという理解はしておりますので、そういった意味では民間の活力の導入であるとか、そういったものも含めて幅広い形で活用については検討を今後進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

13番議員、よろしいですか。

○委員（中島新吾君）

はい。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第73号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

議案書の67ページをお開きください。

議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。

老朽化した住宅を用途廃止するため、下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

概要としましては、68ページでございます。別表第1及び別表第2関係の羽根北公舎を削除いたします。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

それでは、議第74号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上で議第74号についての質疑を打ち切ります。

それでは、議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、御説明をよろしく願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書71ページを御覧ください。

議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について。

下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由、概要につきましては、89ページ、条例要綱で説明をさせていただきます。

では、89ページ、条例要綱を御覧ください。

改正理由としましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、1. 子ども・子育て支援法及び学校教育法の条項ずれにより引用部分を改めるものでございます。

2. 法律・事務の所管省が厚生労働省から内閣府に移管されたことにより、所管大臣を改めるものでございます。

3. この条例は公布の日から施行します。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第75号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上で議第75号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について御説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書の91ページを御覧ください。

議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について。

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由としましては、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

この条例は、現在、萩原地域で建設中の新子育て支援施設の条例上の名称を下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設とし、その設置について定める条例でございます。新規の設置条例でございますので、92ページ以降の主な条文を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2条で施設の名称及び位置を定めております。名称につきましては、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設としております。

第3条で複合型施設を構成する施設として、下呂市萩原南子育て支援センター、下呂市萩原児童館、下呂市教育支援センターを位置づけております。

第4条では、施設で行う事業内容について定めております。第4条第3号に規定する子どもの居場所づくり事業というのは、学校や家庭以外で子どもたちに広く遊びや学習等ができる居場所を提供する事業で、夜間や休日などで子育て支援センターや児童館が開所していない時間帯での実施を想定しているものです。

第5条では、指定管理による管理を行うことを定め、第7条で指定管理者が行う業務について定めております。施設で行う業務について、業務のうち教育支援センター業務については、指定管理者ではなく教育委員会が直接実施する業務となります。

第9条では、施設の利用時間を午前8時30分から午後9時までとしております。ただし、土・日については市内の児童館と同様に9時から17時とすることを想定しております。

第10条では、休館日を定めております。休館日は年末年始及び承認を得た臨時の日に設けることとしており、土・日についても施設は原則開所とすることとしております。

第13条で利用料は無料と定めております。

以上が下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例の概要でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第76号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

何度もすみません。

いよいよ子育ての拠点としてこういった事業が進んでいるということは大変ありがたいことやなと思っておりまして、ただ名称なんですけど、機能そのもののこういう名称だと思いますが、愛称といいますか、そういったような公募をされるようなお考えがあるのか。例えば交流会館はアクティブとか、そうやっていいますが、それのお考えだけ。あったほうがいいと思います。

○こども家庭課長（二村卓良君）

施設の愛称につきましては、既に公募を行いました。市内の高校生以下、小さなお子さんから清風高校の御家庭にまで公募をいたしました。49件の応募がありまして、現在、その中から愛称については選定中でございます。また決まりましたら、12月の議会等でも御報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（鷺見昌己君）

ここで、この後に協議事項でも出ているんですが、ちょっとここの実際の運営方針について、ここの定めでいうと、土・日も今のとおり開庁するとかということの今お話がありましたが、運営に当たった事業、どんな事業をしていくとか、例えば運営に伴う人員を何人以上要るとか、例えばそういうような詳細規定とかは何らか打合せされているのか、もし分かれば教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

運営につきましては、現在、指定管理を想定してみえるNPO法人さんと打合せをしております。施設の機能として、まず子育て支援センターと児童館と入っておりますので、それぞれ配置基準がございまして、もう2名ずつは配置するという事は決まっております。

子どもの居場所事業につきましては、配置人員につきましては特に定めはございませんが、子育て施設等での勤務経験のある方とか、あと教職員の免許を持ってみえる方とか、保育士の免許を持ってみえる方、そういった方に当たっていただくということを想定しております。

あと、事業の内容等につきましては、今までやっていた子育て支援センターでやっていた業務は当然行います。そして、児童館でやっていた業務も当然行います。それ以外にも、子どもの居場所事業としまして、例えば平日の夜間とか、清風高校生の汽車待ちの時間等でも自習とかそういったことにも利用していただけますし、あと休日、児童館等が開いていないときにも子どもの居場所事業としてお子さんたちに来ていただいて、遊んだり、自由に過ごしていただけるというスペースを提供したいと考えております。

あと、ほかにコミュニティ・スクールとか地域の住民の方とかも、もしそういったことでこの施設を利用して、いろいろ事業展開していただければ、そういったことにも利用していただきたいと思っております。以上でございます。

○委員（鷲見昌己君）

ありがとうございます。

今の話の中で新規事業の子どもの居場所事業で、今、平日の夜間とか休日にもそれを対応するというようなことでしたが、これはどれぐらいの人員を充てるように考えられているのか、分かれば教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

子どもの居場所事業につきましては、現在のところは1名、専任で充てたいと考えております。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑ございませんか。

○副委員長（飯塚英夫君）

私のほうからは、一般質問でも少し触れましたが、学童保育の施設として利用することは可能なのか。大きい子は学校で、小さい子はこの子育て支援施設でというのは、すみ分けをして利用するようなお考えはあるのかなのか伺います。

○こども家庭課長（二村卓良君）

学童保育につきましては、こども家庭課のほうでも管轄しております。現在、特に夏休みの申込等が非常に多い状況ではございますが、学童保育につきましては原則家庭でお子さんを保育できない方の家庭を対象にしております。そういった方につきまして就労証明書等を出していただいて、学童保育のほうで預かっているという状況でございます。

こちらの児童館や子育て支援センターにつきましては、どなたでも自由に来ていただけるという施設でございますので、こちらのほうへ来ていただければ、自由にスペースを利用していただけるということです。学童保育の目的としてはそういう目的でやっておりますので、今のところはそういったところですみ分けをしたいと考えております。

○副委員長（飯塚英夫君）

柔軟な対応ができるようであれば、またそういう方針も取っていただければと思います。以上です。

○委員（森 哲士君）

先ほどの居場所づくりの件の日曜日なんですけれども、1名でということなんですけれども、検討されたのは1名だと思んですけれども、児童数が多かったりとか、利用について多かった場合は臨機応変に検討されるのか、決まったことでそのようにするのか。金山等でもあるんですけれども、多い利用者もこれからあるのではないかなということも想定できますが、その辺についてどのように検討されるのか、教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

日曜日等の子どもの居場所事業につきましては、先ほど1名の専任で配置するというお話をさせていただきました。1名のほかにも施設の管理者として別途管理者を置いております。そのほか、日曜日につきましては、子育て支援センターや児童館、基本的には休みにはなるんですけども、イベント事、行事、そういったものは特に日曜日にやるというパターンもございますので、そういったときには当然そちらのスタッフがついてきて、それぞれの見守りを行うというようなことで考えております。

○委員長（尾里集務君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上で議第76号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、御説明をよろしくお願ひいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

よろしくお願ひします。

それでは、議案書の97ページを御覧ください。

議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について。

下呂市児童館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

この条例につきましては、ただいま説明いたしました下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設内に萩原児童館が設置されることに伴い、きたこども園隣接地にある萩原北児童館を廃止するため、当該規定を削除するものでございます。

また、下呂中央児童館及び金山児童館の使用時間及び休館日について、利用者のニーズに合わせて見直すように改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第77号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○副委員長（飯塚英夫君）

何度も申し訳ございません。

児童館の一覧というか、この98、99ページにあるんですが、この市内には北児童館と下呂中央児童館と金山児童館、北児童館がなくなるということなんですが、この利用者からは存続の要望とかそういったものはあるのかなのか、またどのぐらいの近年の利用状況があったのか、ちょっと教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

萩原北児童館につきましては、今回、萩原児童館ができることにより条例上は廃止ということになります。ただし、その跡地につきましては萩原北子育て支援センターを設置する予定でございます。萩原尾崎校区には子育て支援センターがなかったということで、そちらの跡地に新たに子育て支援センターを設置するというので、地元の方に御利用いただきたいと考えております。利用実績につきましては、コロナ前の実績につきまして申し上げたいと思います。

萩原子育て支援センターがコロナ前、平成30年の数字でいいますと約6,000人、保護者とお子さんを合わせてでございます。萩原北児童館、平成30年の利用実績は、保護者、子ども合わせて約9,000人、コロナ前の状況で利用がございました。以上でございます。

○福祉部長（野村 稔君）

萩原北児童館のことにつきましては、私も保護者の方から御意見をいただいております。今、御説明があったとおり、北児童館が廃止になって子育て支援センターになるということになると、小学生以上は使えなくて、小さい子どもしか使えないのという、そういう声を伺いましたけれども、子育て支援センターという名前にはなりますが、利用は昼間、学校のあるときは確かにそういう小さいお子さんが使いますけれども、3時過ぎですね、そういった学校が終わった後、その頃には小さいお子さん方はもう家庭に帰られますので、その後は、小学生とかには開放できて、子どもの遊び場としては十分活用していただける。そういう使い方をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○副委員長（飯塚英夫君）

ありがとうございます。

名称が変わるだけで機能としては存続されるということであれば、利用者としては問題ないのかと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○福祉部長（野村 稔君）

遊んではいただけるんですけども、かつての児童館のようなイベントを例えばそこで企画して行うとか、そういったことが多少少なくなると思います。その辺だけは御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第77号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明をよろしく願いいたします。

○予防課長（細江康一君）

よろしく願いいたします。

それでは、議案書の101ページを御覧ください。

議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。
提案理由でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱で説明をいたしますので、106ページを御覧ください。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要でございます。

(1)蓄電池容量として用いていた単位、アンペアアワー・セルを一般的に用いられている単位、キロワットに改めます。第13条関係でございます。

(2)屋外に設ける蓄電池設備について、建築物からの離隔距離を定めます。第13条関係でございます。

(3)設置時に届出が必要な蓄電池設備について、届出が必要な蓄電池容量を定めます。第49条関係でございます。

(4)固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加します。別表第3関係でございます。

(5)この条例は令和6年1月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)この条例の施行の際、既に設置されている設置工事中または2年を経過する日までに設置予定の設備について改正後の規定に適合しない設備の規定の適用について定めます。附則第2項、第3項、第4項関係でございます。

以上です。御審査のほどお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第78号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島新吾君）

質疑というより全く分からんことなので、教えてください。

現状、こういう蓄電池設備をされているところとか、固体燃料を用いた設備されているところというのは、下呂市にかなりあるんですか。この後、増えるという条件で法の改正があったと思うんですが、そこら辺の状況を教えてください。

○予防課長（細江康一君）

御質問ありがとうございます。

1点目の質問なんですけれども、蓄電池設備が、この下呂市にどれだけついているのかというような御質問なんですけど、今のところ蓄電池設備につきましては、消防署にはついているんですけど、届出が多いところで申しますと、電話機の交換所とか、あと中電の発電所施設、または

携帯電話の基地局が主に届出があります。

それで基本的に蓄電池というのは、一般的には停電のときに対応するためにつけられているものなんですけど、普通の事業所とかは発電設備がついていますので、蓄電池をつけられるというところは思ったほど多くないのかなという。特別な通信機器とかをつけられている事業所がつけられているような一般的な流れになっております。

一応、下呂市では、今までは約80件ほどの届出があるんですけども、去年の令和4年につきましては5件でした。あと、今年に入ってまだ3件ということで、ほとんどが携帯電話の基地局とかNTTの電話交換局とかからの届出が多いです。

あと、2つ目の御質問につきまして、固体燃料を使用した厨房設備の件なんですけど、今のところ、下呂市でそれを使っているような厨房設備があるというのは、把握はしていません。

どういったものかといいますと、よくれんがとモルタルでがっちり固められて、そこにまきとか炭等をつけられて、そこで調理をするような機器がこれから普及されるのではないかとということで、そういった基準を定められてはいるんですけど、基本的には、今のところ下呂市にはまだ普及はされていないというのが現状です。以上です。

○委員（中島新吾君）

私、蓄電池というのはもっと簡単な太陽光発電につけて、それを全部中電さんにじゃなくて自分のところで使えるようなというのものもあるでしょう。そういうのかなあと思ったんですけど、そういうのは範疇に入っていないんですね。

○予防課長（細江康一君）

御質問ありがとうございます。

ソーラーパネルの件につきましては、確かにソーラーパネルで発電された電気を家庭の100ボルト等に変換するということとして、あとしかもさらにそれを蓄電池としてためたいという家庭が今増えてはいますが、ここで消防という届出の範囲の20キロワット以下のものばかりでして、大体6キロワットぐらいのものが一般家庭の蓄電池設備となっていますので、つけられているところが多いかなと思うんですけど、消防でちょっと把握はしていないのが現状となっております。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑。

○委員（中島達也君）

すみません。

ちょっと我々、勉強のために今触れられましたので教えてもらいたいんですが、各通信事業者、基地局が停電になった場合に蓄電池を利用して、緊急の間、対応するんですが、大体どのぐらいの期間が想定されておるのか、分かれば教えてもらいたいんですけど。

○消防長（齋藤 進君）

ただいまの質問なんですけど、どれぐらいの期間もつかということでよかったですか。

○委員（中島達也君）

はい、時間。

○消防長（齋藤 進君）

時間的には、携帯会社とかですと数時間から24時間を想定されているようです。

現在、28年ぐらいに設置された a u をちょっと例に取らせていただきますと、24時間もつということでしたが、維持管理の面でやはり10年ぐらいするとまた交換しなければならないというのがあって、現状は時間の短いものにして、そのほかに発電、移動電源車であるとか、あと非常発電機を持ってきて対応するというように聞いております。以上でございます。

○委員（中島達也君）

今、各通信業者といろいろそういう提携といいますか組まれていますよね。ちょっとその辺だけ、通信に関して現状を教えてください。例えばドコモさんとか、そういうところといろいろ災害時の……。

○総務部長（今瀬成行君）

災害時の協定につきましては、危機管理課のほうで対応をさせていただいておりますので、すみません、今ちょっと手元に資料がないもんですから正確には分かりませんが、数社とそういう災害時の緊急通信の確保ということで提携はしておりますが、先日も一般質問でも質問いただきましたが、全ての基地局に対応できるだけの協定というふうにはなっていないもんですから、特定の避難所でありますとか、特定の基地局の対応という形になってくるのかなというふうには思っております。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

ほかに御質問ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第78号についての質疑を打ち切ります。

ここで、先ほど議第72号についての資料配付がございますので、皆様方に配付させていただきます。

[資料配付]

○財務課長（小澤和博君）

土地の件ですので、財務課のほうから説明させていただきます。

先ほどの議第72号のところ、まちづくり推進部長のほうから図面を配付するといったもので、今お手元に2枚配付させていただきました。

地積測量図につきましては、こちらは令和3年度に本体の学校の敷地を売却する段階で5分筆をして、こういった形になっておるというところです。一番大きな筆がグラウンドというところで、その右側の横のちょっと長靴型というか、のこぎり型とか、その形が学校用地で、それは売払いをしてもう豊実さんのものになっておると。あと、駐車場の一部と体育館用地が市の用地ということですがけれども、その中で、写真を見ていただきますと、体育館用地について、今点線で

分筆線を引いておりますが、こういった形で分筆をしまして準備をしておるといような状況です。以上です。

○委員長（尾里集務君）

今、御説明がございましたが、質疑等ございませんか。
理解できましたか。よろしかったですか。

○副委員長（飯塚英夫君）

すみません、何度も。
この写真で見るところの1852-1は、そのまま市の用地として、駐車場用地として残るといこといいんですね。

○財務課長（小澤和博君）

おっしゃるとおりで市の用地として残ります。

○委員長（尾里集務君）

ほかによろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第72号の資料配付の御説明を終了いたします。
以上で当委員会に付託された議案の説明は終了いたします。
当委員会に審査を付託されました議第70号から議第78号までの9議案についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許可いたします。
よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。
討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第70号から議第78号までの9議案について討論を打ち切ります。
当委員会に審査を付託されました議案についての審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第70号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第70号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第71号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決するこ

とに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第72号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
続きまして、議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第73号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第74号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第75号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第76号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第77号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第78号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時34分 終了